

院外処方箋の 一般名処方について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の推進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しております。院外処方箋を発行する際に、後発医薬品のある医薬品について、商品名ではなく、お薬の成分の名前（一般名）で表示しています。これにより、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

また、患者様がお薬をお受け取りになる院外薬局で「後発医薬品」または「先発品」を選んでいただくことができます。なお、後発医薬品があるお薬で、先発品を希望される場合は、特別の料金が発生する可能性がございます。

一般名処方について、ご不明な点がございましたら、1階の薬局にお問い合わせください。



大阪南医療センター 院長

2025年4月